

SAICM 国内実施計画の策定について

1. 趣旨

SAICM は、国際化学物質管理会議（平成 18 年 2 月、ドバイ）において、我が国政府も支持し、採択されたものであり、今後とも、これに沿った化学物質の適正な管理のための施策を推進していくことが必要である。

SACIM においては、各国における実施のための手法として、以下のとおり、国内実施計画の策定が示唆されている。

包括的方針戦略第 22 パラグラフ：「SAICM の実施は、適切な場合には、SAICM 国内実施計画を策定するための必要な能力を構築する育成的段階から始めることができるであろう。SAICM 国内実施計画は、関連した関係者の参加により、適切な場合には、既存の法令、ナショナルプロファイル、行動計画、関係者のイニシアティブと格差、優先順位、必要性と状況を考慮し策定することができる。」

国内実施計画の策定は、SAICM に沿った化学物質管理施策に係る関係省庁の連携に資するとともに、我が国の取組状況を国内外の関係者に示し、関係者の取組を促す上で有益である。このため、関係省庁連絡会議において、SAICM 国内実施計画（以下、「実施計画」という。）を策定することとする。

2. 計画の作成・決定手法

実施計画は、関係省庁連絡会議において決定するものとする。

SAICM においては、化学物質管理への関係者の参加が強く推奨されていることから、その実施計画の策定過程で関係者との意見交換会を開催するとともに、案を公表して国民の意見聴取を行う。

3. SAICM 国内実施計画の内容

実施計画の内容は、おおよそ以下のとおりとする。

(1) 総論

ドバイ宣言及び包括的方針戦略に沿って、我が国における化学物質管理の基本的な方針を記述する。

(2) 各論

世界行動計画に掲げられた 273 の行動項目のうち、我が国として取り上げるべき項目を選定するとともに項目の再整理を行い、具体的な取組の概要をとりまとめる。必要に応じ、項目の追加も可とする。

なお、実施計画に記載する具体的な取組は、原則として国の施策・事業等とする。ただし、特に必要と考えられる場合は、地方公共団体、事業者、国民、民間団体等に期待される取組についても記載することとする。

4．計画の進行管理

関係省庁連絡会議において、毎年、実施計画に基づく取組状況についてとりまとめ、公表することとする。

また、関係省庁連絡会議において、必要に応じ、行動項目の加除修正を含む見直しを適宜行うこととする。

必要に応じ、取組状況について、関係者の意見交換会を開催する。

5．他計画との関係

実施計画と国の他の計画との関係については、法令等の定めるところによる。